

# 第86回 定時株主総会 招集ご通知

京極運輸商事株式会社

証券コード：9073

開催  
日時

2026年6月24日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

開催  
場所

東京都中央区日本橋浜町一丁目1番12号  
日本橋浜町プラザANSビル  
3階 会議室

決議  
事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役3名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

## 目次

第86回定時株主総会招集ご通知  
株主総会参考書類  
事業報告  
計算書類  
監査報告書

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード9073)  
2026年6月9日

(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号

**京極運輸商事株式会社**

代表取締役社長 北山 剛規

## 第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kyogoku.co.jp/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記  
にアクセスして、銘柄名（京極運輸商事）又は証券コード（9073）を入力・検索し、「基本情  
報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

東京証券取引所（「東証上場会社情報サービス」というサイト）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使す  
ることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のう  
え、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申  
し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町一丁目1番12号  
日本橋浜町プラザANSビル3階 会議室  
(会場変更がございます。ご来場の際は末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 第86期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以上

- 
1. 本株主総会にご出席される株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  3. インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
  4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

## 1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年6月24日（水曜日）午前10時

**会場** 日本橋浜町プラザANSビル3階（会議室）

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 2. 書面で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年6月23日（火曜日）午後5時30分到着分まで

## 3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

**行使期限** 2026年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

◎複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

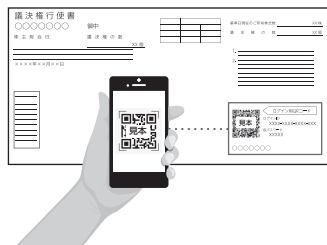
◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

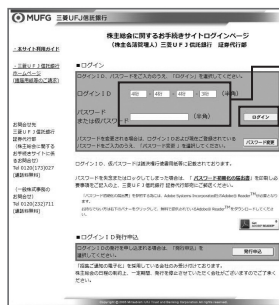
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第86期の期末配当につきましては、当期の業績及び財務内容等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、33,535,944円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月25日

## 第2号議案

### 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役鈴木秀樹氏は辞任により退任し、取締役立岩敦氏は当社規定により退任となります。つきましては今後の事業拡大のため、1名増員して取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p>新任</p> <p>えだ もと よし ひろ 枝 元 純 広 (1970年3月10日生)</p>	<p>1993年4月 株式会社ジャパンエナジー 入社</p> <p>2018年4月 JXTGエネルギー株式会社北海道支店 業務グループマネージャー</p> <p>2021年4月 ENEOS株式会社関東第2支店 副支店長</p> <p>2024年4月 京極運輸商事株式会社 経理部長(現任) (現在に至る)</p>	
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>株式会社ジャパンエナジー(現ENEOS株式会社)入社以来、販売関係業務に長年従事し、傘下特約店の経営管理業務を担当してまいりました。また、複数の拠点における経営・管理体制の構築・運営実績を有しており、当社の経営課題の分析・解決能力に優れております。経営方針の決定に必要な経営情報の収集・分析及び経営管理体制の構築を図り、経営の意思決定の迅速化に力を発揮できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> なか むら かず お <b>中 村 和 男</b> (1971年6月6日生)	1992年 4月 京極運輸商事株式会社 入社 2010年 4月 京葉支店 化学品輸送第一グループマネジャー 2013年 4月 輸送営業部 営業グループマネジャー 2015年 6月 京葉支店 副支店長 2016年 6月 京葉支店長 2021年 6月 営業部長 2024年 4月 執行役員 営業部長 (現任) (現在に至る)	
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>入社以来、現業における貨物自動車運送事業に従事し、当社の事業運営に関する深い知識と豊富な経験を有しております。また、営業戦略の企画・立案及び顧客対応の最前線として極めて重要な立場で、経営環境の変化に対応する迅速な意思決定とビジネススピードの強化に努めております。貨物自動車運送事業における今後の展開は重要な課題であり、当社経営においてその手腕を十分に発揮できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	<p>新任</p> <p>みつ はし なお き 三 橋 直 樹 (1972年1月30日生)</p>	<p>1994年 4月 京極運輸商事株式会社 入社  2011年 4月 京葉支店 化学品輸送第二グループマネジャー  2015年 6月 営業部 化学品輸送営業グループマネジャー  2016年 6月 営業部 副部長  2021年 6月 経営企画部長  2023年 4月 川崎支店長  2024年 4月 執行役員 川崎支店長 (現任)  (現在に至る)</p>	800株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>入社以来、現業における貨物自動車運送事業に従事し、当社の事業運営に関する深い知識と豊富な経験を有しております。また、現場と管理部門において豊富な経験をする中で、安全管理体制の構築と組織体制の改善を行い、当社事業の安定的かつ継続的な成長に貢献してまいりました。多岐にわたる実務経験と確かな経営感覚を有しており、当社の経営体制の一層の充実と企業価値の向上において、更なる活躍が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害につき、5億円を限度として当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案

### 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役児玉達也氏は任期満了となり、瀨瀬良二氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任しますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、候補者田籠雅宏氏は監査役瀨瀬良二氏の補欠として選任するものであり、その任期は、当社定款の定めにより退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p>新任</p> <p>よしだ たけし 吉田長司 (1967年9月9日生)</p>	<p>1990年1月 京極運輸商事株式会社入社</p> <p>2006年8月 川崎支店 輸送グループマネジャー</p> <p>2014年6月 輸送営業部 副部長</p> <p>2015年6月 川崎支店長</p> <p>2021年6月 取締役 川崎支店長</p> <p>2023年4月 取締役 デジタル推進室長</p> <p>2023年12月 取締役 内部監査室長</p> <p>2024年6月 内部監査室長 (現任) (現在に至る)</p>	1,500株
<p>&lt;監査役候補者とした理由&gt;</p> <p>当社の中核事業である貨物自動車運送事業の実務を深く理解し、豊富な経営現場経験を有しております。また、当社の内部統制体制の整備・運用に直接携わり、経営上の課題抽出と改善に従事してまいりました。当社事業の実務的理解、取締役としての経営経験及び内部監査業務を通じた企業統治に関する知見を備えており、当社の経営監視機能を適切に果たすことができると判断し、監査役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	<p>新任</p> <p>たごもりまさひろ 田籠雅宏 (1967年8月23日生)</p>	<p>1990年4月 東洋信託銀行株式会社入社</p> <p>2006年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行営業第2部 受託サービス第2グループ グループマネージャー</p> <p>2010年8月 同社 証券代行営業第2部 統括マネージャー</p> <p>2015年10月 同社 証券代行営業推進部長</p> <p>2017年6月 同社 大阪証券代行部長</p> <p>2018年4月 同社 執行役員 大阪証券代行部長</p> <p>2021年4月 同社 執行役員 証券代行営業第1部長 兼 証券代行営業第2部長</p> <p>2023年4月 JPビズメール株式会社 取締役副社長 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>JPビズメール株式会社 取締役副社長 (現在に至る)</p>	
<p>&lt;監査役候補者とした理由&gt;</p> <p>長年にわたる金融機関での豊富な経験から幅広い知見を有しております。経営管理、コンプライアンス並びに企業統治に関する高度な知識と経験があり、かつ企業経営に携わる実績は、客観的な立場から当社の経営を監査していただけるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 当社は、社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、田籠雅宏氏の新任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とします。
- 3 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害につき、5億円を限度として当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 4 田籠雅宏氏は社外監査役候補者です。同氏は東京証券取引所(スタンダード)の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

以上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、主要国におけるインフレ率の鈍化が進んだ一方、金融引締めの一時的な影響、地政学的緊張、中国経済の動向及び通商政策を巡る不確実性などを背景に、総じて緩やかな成長にとどまりました。

国内経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しを背景に緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇の影響から個人消費には力強さを欠く局面も見られ、先行きは不透明な状況が続きました。

石油・化学品を取扱う物流業界におきましては、自動車運転業務に対する時間外労働上限規制等への対応が継続する中、ドライバー不足への対応、外注費・人件費・燃料費等のコスト上昇圧力、安全確保と輸送力維持の両立、適正運賃・料金の収受など、厳しい経営課題への対応を迫られました。また、荷動きは需要産業の生産動向の影響を受けやすく、事業環境は総じて厳しい状況で推移しました。

当社におきましては、このような状況下、第2次中期経営計画（2023～2025年度）の最終年度として、輸送力の確保を最優先に、安全・安定輸送の徹底、適正運賃・料金の収受、労働環境の整備及び業務のデジタル化・効率化に取り組んでまいりました。

こうした結果、当社の売上高は、前期比2億2千9百万円増の70億6千6百万円となりました。

営業利益は、前期比4千6百万円増の6千6百万円となり、経常利益は、前期比4千1百万円増の1億1千7百万円となりました。

今後も、国内外の経済情勢、物価・金利動向、人手不足の継続など、当社を取り巻く事業環境には不透明感が残るものと見込まれますが、全従業員の力を結集し、安全を最優先に、企業価値の持続的向上に取り組んでまいります。

## (2) 事業別の状況

### 事業別売上高実績表

事業	期別	第 85 期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)		第 86 期 (当期) (2025年 4 月 1 日から 2026年 3 月31日まで)		前期比
		金額	構成比	金額	構成比	
国内輸送事業		3,862,245千円	56.5%	3,967,481千円	56.1%	102.7%
国際物流事業		609,356千円	8.9%	637,176千円	9.1%	104.6%
ドラム缶・ペール缶事業		2,366,079千円	34.6%	2,461,754千円	34.8%	104.0%
合計		6,837,680千円	100.0%	7,066,411千円	100.0%	103.3%

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

#### ◇ 国内輸送事業

輸送部門における売上高の主たるものは、石油類及び化学品類の液体輸送です。

石油輸送業務は、需要が逡減傾向にあるものの、運賃改定の効果により、売上高は前期比6.8%増の9億8千9百万円となりました。

化学品輸送業務は、営業活動の強化により新規案件の獲得及び既存取引の深耕を図るとともに、運賃改定の効果もあり、売上高は前期比1.4%増の29億7千8百万円となりました。

この結果、両業務を合わせた輸送部門の売上高は前期比2.7%増の39億6千7百万円となりました。

#### ◇ 国際物流事業

輸出入貨物を取り扱う通関業及び倉庫業を営む事業です。

##### 1. 通関部門

通関部門は、国際情勢の不安定化、地政学リスクの継続、為替変動の影響を受け、荷動きは地域・品目によってばらつきが見られ、回復に遅れが生じました。この結果、通関部門の売上高は前期比5.3%減の1億7千5百万円となりました。このような環境下において、当社は既存顧客との取引維持・拡大及び新規顧客の獲得に注力するとともに、法令遵守を徹底し、通関品質の向上に努めてまいりました。

##### 2. 倉庫部門

倉庫事業部門は、既存顧客との取引拡大及び新規顧客の獲得に成功し、売上高は前期比8.8%増の4億6千2百万円となりました。

結果、通関部門の減収を倉庫部門の増収が上回り、部門全体の売上高は前期比4.6%増の6億3千7百万円となりました。

◇ ドラム缶・ペール缶事業

ドラム缶等の販売及び配送を行う事業です。

販売業務は、新缶の需要減により販売数量が減少しましたが、更生缶の底堅い需要やスポット販売の増加により、売上高は前期比7.3%増の17億7千万円となりました。

配送業務は、国内需要減に伴う輸送量の減少により、前期比3.6%減の6億9千2百万円となりました。

結果、部門全体では、売上高は前期比4.0%増の24億6千2百万円となりました。

**(3) 設備投資等の状況**

当期中の設備投資等の総額は3億4千4百万円であり、その主たるものは営業車両(リース資産含む)2億6千4百万円です。

**(4) 資金調達の状況**

当期中の所要資金は、自己資金及び借入金によってまかっています。

## (5) 対処すべき課題

このような情勢のもと、顧客への提供価値最大化を目的に、①クロスセールス型への転換、②マルチワークステーション（MWS）の立上げ、③経営基盤の機能強化を確実に実行していくことで、第3次中期経営計画（2026～2028年度）の達成に向けて進めてまいります。

(ア)国内物流事業におきましては、国際情勢の不安定化、地政学リスクの高まりや為替動向等の影響による燃料価格の高騰など、事業環境は大きく変化しております。

このような状況の中、当社は安全品質の更なる向上のため、運行管理の高度化や安全教育の徹底など従来からの取り組み強化に加え、デジタル技術を活用した安全管理システムの導入を進めてまいります。

人材面におきましては、持続可能な輸送体制を構築するための人材確保及び育成が不可欠であるとの認識のもと、資格取得支援制度の活用による専門人材の育成を推進するとともに、多様な人材の採用や働きやすい職場環境の整備を進め、ドライバーの定着率向上及び離職率の低減に取り組んでまいります。

環境対応につきましては、低燃費車両への更新や環境性能に優れたタイヤの導入、車両配置の最適化及び配送の効率化などを通じてCO<sub>2</sub>排出量の削減に努めるとともに、荷主企業との連携により環境負荷低減と輸送効率向上を両立した持続可能な物流サービスの提供を推進してまいります。

事業戦略の面では、社内各部門の連携を一層強化することで、新規顧客の開拓及び既存顧客との取引拡大を推進してまいります。また、適正運賃の収受及び輸送品質の向上を通じて収益基盤の安定化を図り、事業の持続的成長を実現してまいります。

さらに、基礎化学品の輸入需要の拡大に対応するため、通関部門と輸送部門の連携を強化し、輸入物流サービスの高度化を進めてまいります。加えて、新たにマルチワークステーション（注1）を展開することでワンストップサービスを実現し、物流オペレーションの高度化とともに顧客への提供価値の向上に取り組んでまいります。

当社はこれらの取り組みを通じて、安全で高品質な液体輸送サービスを提供するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応しながら収益基盤の強化及び企業価値の向上を図り、社会及びステークホルダーから信頼される企業を目指してまいります。

(イ)国際物流事業におきましては、輸入化学品需要の拡大が見込まれるISOタンクコンテナ（注2）による液体化学品輸送の取扱いに注力し、収益性の向上を図ってまいります。

また、倉庫部門においても自社倉庫に加え提携先倉庫及び協力倉庫のネットワークを拡大し、各倉庫の機能や特性を活かした提案型営業を推進することで、顧客ニーズに即した

最適な物流サービスの提供に努めてまいります。

さらに、国際物流を担う企業としての社会的責任を踏まえ、認定通関業者（AEO事業者）としてコンプライアンスを最重要課題と位置付け、セキュリティ体制及び内部管理体制の一層の強化を図り、信頼性の高い物流体制の構築に取り組んでまいります。

(ウ)ドラム缶・パール缶事業におきましては、新缶需要の減少及び仕入価格の上昇に伴う価格転嫁が課題となっております。

ドラム缶等販売事業につきましては、サーキュラーエコノミーの推進と環境規制強化によりニーズが増加すると想定されるため、リユース事業の強化を軸に展開してまいります。

ドラム缶等配送事業につきましては、デジタルツールの積極導入による管理体制の高度化を図り、ドラム缶積込作業等の労働環境改善及び効率化を推進してまいります。

以上の施策を着実に実行する所存でございますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

- (注) 1 マルチワークステーションとは、ISOタンクコンテナの保管、詰替え、加温、洗浄、点検・整備等を行う多用途作業基地のこと。
- 2 ISOタンクコンテナとは、国際標準化機構（ISO）によって規格化された液体や粉体等の貨物を輸送するためのコンテナ。ISO規格に準拠しているため、世界中で標準化された取り扱いが可能。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

期別 区分	第83期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第84期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第85期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第86期(当期) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	6,321,106千円	6,365,462千円	6,837,680千円	7,066,411千円
経常利益	107,184千円	94,314千円	75,959千円	116,670千円
当期純利益	72,725千円	98,094千円	61,195千円	86,085千円
1株当たり 当期純利益	23.78円	32.35円	20.85円	29.98円
総資産	6,257,626千円	7,296,888千円	7,423,323千円	8,001,814千円
純資産	3,072,619千円	3,473,187千円	3,340,334千円	3,644,882千円

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
京極石油株式会社	40百万円	100.0%	石油製品の販売
日本タンクサービス株式会社	30百万円	96.7%	石油、化学品及びその他貯蔵タンクの修理、洗浄並びに配管工事

## (8) 主要な事業内容

部 門	主 要 事 業 及 び 取 扱 内 容
国 内 輸 送 事 業	貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法に基づく貨物の輸送及び貨物の取扱事業
国 際 物 流 事 業	一般港湾運送事業（限定）及び通関業法に基づく税関に対する諸手続代行
	倉庫業法に基づく物品の保管、関税法に基づく保税倉庫並びにこれに附帯する荷役作業及び港湾荷役事業（沿岸限定）
ド ラ ム 缶 ・ ペ ー ル 缶 事 業	石油類容器販売及び配送

## (9) 事業所

本 店	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号 日本橋浜町プレイス
支 店	鹿島支店（茨城県）、川崎支店（神奈川県）、京葉支店（千葉県）
事 業 部	倉庫事業部（神奈川県）
事 業 所	蔵王事業所（宮城県）、白井事業所（千葉県）、富士事業所（静岡県）、 倉敷事業所（岡山県）

## (10) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
300名	5名増	49才8ヶ月	12年10ヶ月

## (11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	450百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	170百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 2,794,662株  
(3) 株 主 数 3,817名  
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
E N E O S ホールディングス株式会社	977,271株	34.96%
グ リ ー ン エ イ ト 株 式 会 社	160,000株	5.72%
ジ ェ ッ ト エ イ ト 株 式 会 社	160,000株	5.72%
京 北 倉 庫 株 式 会 社	156,583株	5.60%
西 将 弘	143,000株	5.11%
神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社	101,000株	3.61%
い す ゞ 自 動 車 首 都 圏 株 式 会 社	70,000株	2.50%
株 式 会 社 タ ン ク テ ッ ク	59,300株	2.12%
高 橋 産 業 株 式 会 社	55,939株	2.00%
東 洋 容 器 株 式 会 社	51,300株	1.83%

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	北 山 剛 規	
代表取締役常務	鈴 木 秀 樹	デジタル推進部・人事部・営業部・京葉支店・川崎支店・鹿島支店・倉庫事業部担当
常 務 取 締 役	立 岩 敦	経営企画部・経理部・総務部担当 京極石油株式会社代表取締役社長
取 締 役	深 澤 晶 久	実践女子大学文学部国文学科教授 学長補佐
取 締 役	笹 森 良 子	株式会社FPG 社外監査役
常 勤 監 査 役	児 玉 達 也	
監 査 役	市 川 静 代	小松・三輪法律事務所 弁護士
監 査 役	瀬 瀬 良 二	菱信データ株式会社 顧問

- (注) 1 深澤晶久氏、笹森良子氏は社外取締役です。  
2 市川静代氏、瀬瀬良二氏は社外監査役です。  
3 深澤晶久氏、笹森良子氏、市川静代氏、瀬瀬良二氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。

当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。

#### ① 就任

2025年6月25日開催の第85回定時株主総会において、北山剛規氏、笹森良子氏は、取締役に新たに選任され、就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員である深澤晶久氏、笹森良子氏、市川静代氏、瀨瀬良二氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とします。

## (3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

## (4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、報酬額は各々の職務内容、能力、年齢、他社役職の兼務状況等を勘案し、役職別報酬基準額の範囲内において固定報酬のみで構成されています。

取締役報酬等の決定については、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会の決議により決定しています。取締役報酬等の額は、1989年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額18,000万円以内と決議いただいています。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は1名）です。

監査役報酬等の決定については、指名・報酬委員会で審議のうえ監査役の協議により決定しています。監査役報酬等の額は、2010年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額1,800万円以内と決議いただいています。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は3名です。

当事業年度に係る報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	5名	47,976千円	(うち社外取締役)	2名	7,749千円
監査役	3名	14,316千円	(うち社外監査役)	2名	7,200千円
合計	8名	62,292千円	(うち社外役員)	4名	14,949千円

- (注) 1 千円未満は切り捨てて表示しています。  
 2 当社は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等による役員報酬制度はありません。  
 3 期末現在の人員数は取締役5名、監査役3名であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

### ② 社外役員の取締役会等への出席及び発言状況

区分	氏名	出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に關して行った職務の概要
取締役	深澤晶久	取締役会15/15回 (100%)	人材育成全般に関わる人的資源管理の領域やキャリア教育及び経営学を専門として、大学や企業向けに幅広い活動を行っており、また、文部科学省や東京商工会議所等の各種委員会委員を歴任し、その豊富な知識や経験を活かし当社経営に大いに貢献されております。議案審議等につき、企業経営に關して有する知見に基づく必要な発言を行い、当社の経営上有益な助言を行っています。
取締役	笹森良子	取締役会11/11回 (100%)	国内大手百貨店在籍中に、主に新規事業として商業不動産を行う事業部、百貨店営業及び商品統括を行う営業本部において要職を歴任されたのち、営業本部の執行役員に就任されました。また、同百貨店のグループ会社の代表取締役社長という立場で会社経営もされており、これらの豊富な経験・知見からの客観的な発言を行い、当社の経営上有益な助言を行っています。
監査役	市川静代	取締役会15/15回 (100%) 監査役会13/13回 (100%)	弁護士としてのキャリアを活かして当社の議案審議等への指摘、必要な意見をいただいています。
監査役	額額良二	取締役会15/15回 (100%) 監査役会13/13回 (100%)	監査業務の知識や経験を踏まえて当社の議案審議等への指摘、必要な意見をいただいています。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の総額は35,000千円です。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する事務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意によりこれを解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備について次のとおり決定しています。

#### 内部統制システム構築の基本方針について

当社は、会社法に基づく、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」の構築に関する基本方針を以下のとおりに定め、この基本方針により構築する体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて、適宜見直しを行い、改善・充実を図ってまいります。

#### 記

#### I. 株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定めた体制

##### 1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題として位置付け、取締役及び従業員が法令・定款及び経営理念に遵守した行動をとるための「企業行動規範」並びに「コンプライアンス規定」を定めるとともに、法令等遵守に係る相談・通報窓口として「コンプライアンス推進室」を設置している。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、関連資料とともに、「文書管理規定」の定めにより適切に保管・管理し、必要に応じて閲覧可能な体制を整備している。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与える様々なリスクを全体的に把握し、リスクが発生する場合に備え、予め必要な対応方針、体制等を整備し、発生したリスクによる損失を最小限に食い止め、再発を防止し、企業価値を保全するための「リスク管理規定」を定めるとともに、「リスク管理委員会」を設置している。

また、有事の際には、「経営危機対策規定」に従い、社長を対策本部長とする「経営危機対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### ①取締役会の開催

当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っている。また、取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を行うことにより、効率的な職務を遂行している。

##### ②指名・報酬委員会の設置

当社は、取締役会の諮問機関として、過半数が社外役員で構成される「指名・報酬委員会」を設置する。「指名・報酬委員会」は、「取締役及び監査役の選解任方針及び基準」、「取締役及び監査役の選解任に関する事項」、「代表取締役の選定及び解職の方針及び基準」、「代表取締役の選定及び解職に関する事項」、「取締役及び監査役の報酬体系及び報酬決定の方針」、「取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容」、「その他、取締役会が必要と判断した事項」に関する審議を行い、その結果を取締役に答申する。

#### 5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

##### ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の業務の執行が適正に行われるよう監督するとともに、定期的に子会社との情報交換、人事交流等により連携体制を確立している。

##### ②子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社は、当社企業グループ全体のリスクについて、網羅的・統括的に管理するため、当社のリスク管理規定に準拠した規定を子会社においても求め、当社企業グループ全体のリスクマネジメント推進を確立している。

##### ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に取締役、監査役を当社から派遣し、当社企業グループ全体の情報共有を図るとともに取締役会において、経営上の重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っており、職務の執行が効率的に行われる体制を確保している。

##### ④子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社の取締役等及び従業員に、当社の企業行動規範及びコンプライアンス規定に準拠し、それに基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させている。

## II. 株式会社の業務の適正を確保するために取締役の職務執行を監査することに必要なものとして法務省令で定めた体制

1. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
監査役から監査役の職務を補助すべき従業員の配置要請があったときは、監査役と協議のうえ、同意を得て監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。
2. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助すべき従業員を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するために、当該従業員に対する指揮命令、報酬及び人事異動に関しては監査役会の同意を得る。
3. 監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役を補助するため、専任の従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については監査役と取締役が協議して決定する。
4. 当社の取締役等及び従業員が監査役に報告するための体制  
当社の取締役等及び従業員は、監査役会に報告すべきと思われる事項について、報告する。また、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
5. 子会社の取締役等及び従業員から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、業務執行に関する事項について、当社監査役に報告すべきと思われる事項について、速やかに適切な報告を行う。
6. 監査役へ報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役へ報告すべきと思われる報告を行った当社企業グループの取締役等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの取締役等に周知徹底する。
7. 監査費用等の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、当該監査役の職務の執行に必要な費用又は債務を当社が支給する。
8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、取締役及び重要な従業員からヒアリング及び意見交換をする機会を確保するとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換の会合を行う。また、内部監査部門と緊密な連携を保つこととする。

## III. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない方針であり、この方針に基づき「企業行動規範」において反社会的勢力との関係遮断を明記している。

以 上

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っています。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が、取締役会15回に出席いたしました。その他、監査役会を13回、経営会議を24回、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス委員会を1回開催しました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っています。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しました。

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,030,456</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,606,970</b>
現金及び預金	840,112	買掛金	714,985
受取手形	115,573	短期借入金	820,000
売掛金	833,853	関係会社短期借入金	300,000
契約資産	658	1年内返済予定の長期借入金	5,500
商品	11,064	リース債務	248,433
貯蔵品	25,699	未払金	35,043
前払費用	30,449	未払費用	216,083
関係会社短期貸付金	30,000	預り金	7,748
その他	143,046	賞与引当金	182,386
		その他	76,794
<b>固定資産</b>	<b>5,971,358</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,749,962</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,577,530</b>	リース債務	808,670
建物	693,399	退職給付引当金	620,992
構築物	46,017	資産除去債務	53,317
機械及び装置	13,972	長期末払金	1,186
車両運搬具	230,442	繰延税金負債	265,796
工具、器具及び備品	19,958		
土地	1,621,220	<b>負債合計</b>	<b>4,356,932</b>
リース資産	952,523	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>42,539</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,530,858</b>
借地権	1,683	資本金	50,000
ソフトウェア	8,039	資本剰余金	1,072
ソフトウェア仮勘定	27,710	資本準備金	1,072
その他	5,107	<b>利益剰余金</b>	<b>2,479,787</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,351,289</b>	利益準備金	40,000
投資有価証券	1,412,573	その他利益剰余金	2,439,787
関係会社株式	803,324	圧縮記帳積立金	118,034
出資金	61,990	別途積立金	1,261,000
長期前払費用	25,632	繰越利益剰余金	1,060,753
その他	47,770		
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,114,024</b>
		その他有価証券評価差額金	1,114,024
<b>資産合計</b>	<b>8,001,814</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,644,882</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>8,001,814</b>

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。)

## 損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,066,411
売上原価		6,496,553
売上総利益		569,858
販売費及び一般管理費		503,984
営業利益		65,875
営業外収益		
受取利息	988	
受取配当金	75,342	
営業車両売却益	9,528	
その他	7,599	93,456
営業外費用		
支払利息	37,351	
支払手数料	2,070	
営業車両売却損	1,382	
固定資産除却損	902	
その他	957	42,661
経常利益		116,670
特別利益		
投資有価証券売却益	12,397	12,397
特別損失		
固定資産除却損	10,346	10,346
税引前当期純利益		118,721
法人税、住民税及び事業税	25,131	
法人税等調整額	7,505	32,636
当期純利益		86,085

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。)

## 株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	
						圧縮記帳 積立金	別途積立金
2025年4月1日 残 高	50,000	1,072	110,000	111,072	40,000	118,755	1,261,000
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
圧縮記帳積立金の取崩						△721	—
自己株式の取得							
自己株式の消却			△110,000	△110,000			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	△110,000	△110,000	—	△721	—
2026年3月31日 残 高	50,000	1,072	—	1,072	40,000	118,034	1,261,000

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益 剰 余 金					
2025年4月1日 残 高	1,185,831	2,605,586	△186,438	2,580,220	760,114	3,340,334
当期変動額						
剰余金の配当	△28,747	△28,747		△28,747		△28,747
当期純利益	86,085	86,085		86,085		86,085
圧縮記帳積立金の取崩	721	—				—
自己株式の取得			△106,699	△106,699		△106,699
自己株式の消却	△183,137	△183,137	293,137	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					353,910	353,910
当期変動額合計	△125,078	△125,799	186,438	△49,361	353,910	304,549
2026年3月31日 残 高	1,060,753	2,479,787	—	2,530,858	1,114,024	3,644,882

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………先入先出法 (石油製品類は移動平均法) による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)…定率法

なお、倉庫用建物のうち倉庫事業部の浜川崎倉庫は定額法で行っています。

また、1998年4月1日以降取得した建物 (附属設備を除く) については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は、建物が2～50年、構築物が2～50年、車両運搬具が2～7年です。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上していません。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

#### 5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

##### 収益の認識方法

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、以下の5ステップに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額を損益計算書に表示しております。取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が得る権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社が第三者のために回収する額を除いています。

## 主な取引における収益の認識

### (1) ドラム缶販売

受渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

### (2) 貨物自動車運送及びドラム缶配送

輸送期間の経過に伴い荷物は発地点から着地点に移動・近接し顧客はその便益を享受できることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、輸送期間に応じた進捗度に基づき収益を認識しています。

### (3) 倉庫

保管業務においては顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受できるため、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管期間に応じた進捗度に基づき収益を認識しています。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

(単位：千円)

	報告セグメント			
	国内輸送 事業	国際物流 事業	ドラム缶・ ペール缶 事業	合計
売上高				
貨物自動車運送	3,940,425	—	—	3,940,425
港湾運送及び通関	—	174,642	—	174,642
倉庫	—	462,534	—	462,534
ドラム缶販売	—	—	1,770,158	1,770,158
ドラム缶配送	—	—	691,596	691,596
顧客との契約から生じた収益	3,940,425	637,176	2,461,754	7,039,355
その他の収益	27,056	—	—	27,056
計	3,967,481	637,176	2,461,754	7,066,411

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当該事業年度及び翌期事業年度の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	1,058,747	949,426
契約資産	1,054	658

#### (2) 残存履行義務に分配した取引金額

当初の予想期間が1年を超える残存履行義務に配分した重要な取引価格はありません。なお、当社は実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産

(1)当事業年度に係る計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	—
繰延税金負債と相殺前の金額	275,236

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっています。

上記の課税所得の見積りは、国内輸送事業の売上高増加を主要な仮定としています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1)当事業年度に係る計算書類に計上した額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	3,577,530
無形固定資産	42,539

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

なお、資産のグルーピングについて、事業用資産は支店・事業所単位で行っています。

上記有形固定資産および無形固定資産については、当該資産のグルーピングごとに減損の兆候の把握、減損損失の認識の要否の判定を行っており、回収可能価額は外部機関から取得した当社保有の事業用車両に対する時価を主要な仮定としています。

これらは経営者の最善の見積りによっておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- |    |                                  |             |
|----|----------------------------------|-------------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額                   | 5,982,109千円 |
| 2. | 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く) |             |
|    | 関係会社に対する短期金銭債権                   | 15,275千円    |
|    | 関係会社に対する短期金銭債務                   | 39,069千円    |

3. 担保に供している資産

土	地	1,267,601千円
建	物	226,944千円
	投資有価証券	361,435千円
計		1,855,980千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	620,000千円
1年内返済予定の長期借入金	5,500千円
計	625,500千円

4. 保証債務

仕入債務保証

京極石油株式会社	70,000千円
----------	----------

5. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び 貸出コミットメント契約の総額	1,570,000千円
借入実行残高	820,000千円
差引計	750,000千円

6. 財務制限条項

コミットメントライン総額のうちコミットメントライン契約の800,000千円は2023年2月に当社が契約を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の決算期又は中間決算期の末日における連結の貸借対照表に示される純資産の金額について、前連結会計年度の末日における純資産の部の合計額の75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度の末日における連結の損益計算書において、営業損益の金額を2期

連続マイナスにしないこと。

- ③ 各事業年度の末日における単体の損益計算書において、営業損益の金額を2期連続マイナスにしないこと。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	13,228千円
営業取引(支出分)	224,455千円
営業取引以外の取引(収入分)	20,199千円
営業取引以外の取引(支出分)	3,513千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 2,794,662株
2. 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 一株
3. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	28,747千円	10円	2025年 3月31日	2025年 6月26日

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

付 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	33,536千円	12円	2026年 3月31日	2026年 6月25日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,308千円
賞与引当金	56,923千円
退職給付引当金	193,812千円
資産除去債務	16,640千円
その他	22,194千円
繰延税金資産小計	291,876千円
評価性引当額	△16,640千円
繰延税金資産合計	275,236千円

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,454千円
その他有価証券評価差額金	△486,756千円
固定資産圧縮積立金	△52,823千円
繰延税金負債合計	△541,032千円
繰延税金負債の純額	265,796千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異のあるときの当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.2%
住民税均等割額	1.3%
評価性引当額の増減	0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△1.0%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、主に国内輸送事業、国際物流事業及びドラム缶・ペール缶事業を行うための設備投資計画に必要な資金と短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。また、一時的な余資による金融資産の運用は行っていません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主に取引先企業等との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されています。関係会社短期貸付金及び関係会社短期借入金は、関係会社に対して実行しており、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規定及び売掛金回収規定に従い、営業債権について各事業における回収責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産

の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部所からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性維持のため、毎月資金予算会を開催し、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### 貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等(貸借対照表計上額 153,968千円)は、その他有価証券及び関係会社株式には含めていません。

また、現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）及び関係会社短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
投資有価証券			
その他有価証券	1,361,115	1,361,115	—
関係会社株式	700,815	700,815	—
資産計	2,061,930	2,061,930	—
負債			
リース債務	1,057,103	1,013,700	△43,403
負債計	1,057,103	1,013,700	△43,403

### (金融商品の時価のレベルごとの内容に関する事項)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した価格

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した価格

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	1,361,115	—	—	1,361,115
関係会社株式	700,815	—	—	700,815

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	1,013,700	—	1,013,700

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

リース債務

リース債務の時価については、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(賃貸等不動産の状況に関する注記)

当社は、埼玉県その他の地域において、店舗設備等（土地を含む）を有しています。

1. 賃貸等の不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	決算日における時価 (千円)
331,240	356,101

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額となります。

(注2) 時価は、主要な物件について社外の不動産鑑定士による価格調査に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。その他の物件は自社にて路線価等の指標により調整を行った金額となります。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	23,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	160,912千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	12,269千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業内容	議決権等の 所有割合		関係内容		取引 内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円) (注)1
					直接 (%)	間接 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	京極石油(株)	東京都 中央区	40,000	石油製品 等の販売	100	—	2名	石油の 製品入 務証金 の付他 製 購 債 保 資 貸	資金の 貸付	—	関係会社 短期貸付 金	30,000
									利息の 受取 (注)2	354		
									債務保 証 (注)3	70,000		
子会社	日本タンカービル(株)	神奈川県 川崎市 川崎区	30,000	石油・化 学品等貯 蔵タンク 洗浄	96.7	—	2名	資金の 借入他	資金の 借入	—	関係会社 短期借入 金	300,000
									利息の 支払	3,513		

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれていません。  
 2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

その他の関係会社の子会社

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業内容	議決権等の 被所有割合		関係内容		取引 内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円) (注)1
					直接 (%)	間接 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社 の子会社	ENEOS(株)	東京都 千代田区	30,000,000	石油製品 の精製・ 販売、ガ スの輸 入・販 売、電力 の発電・ 販売	—	—	—	石油製 品類の 販売・ 配送 ドラム 缶他 他	ドラム 缶購入 他 (注)2	53,396	買掛金	10,271
									貨物自 動車運 送等 (注)2		未払費用	2,058
										1,804,396	売掛金	161,709
											立替金	2,586

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれていません。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針

ENEOS(株)の石油製品類配送及び荷役作業他、ドラム缶販売、運賃・作業料率、その他の取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、每期交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,304円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 29円98銭    |

(重要な後発事象に関する注記)

(関連会社株式の売却)

当社は、2026年4月30日開催の取締役会において、関連会社である株式会社弥生京極社（以下、「弥生京極社」という。）の当社が保有する全株式46,000株を同社へ売却することを決議し、同日、自己株式取得に関する合意書を締結いたしました。本取引により弥生京極社は関連会社から除外する見込みとなります。

1. 株式売却の理由

当社の事業強化と企業価値向上のため、売却資金をマルチワークステーション事業等への成長投資に充当する判断をし、本件株式を譲渡することを決定いたしました。

2. 売却の時期

2026年6月10日（予定）

3. 当該関連会社の名称、事業内容

(1) 名称	株式会社弥生京極社
(2) 事業内容	建築資材の輸送

4. 売却する株式の数、売却価額、売却損益

(1) 売却する株式の数	46,000株
(2) 売却価額	122百万円（予定）
(3) 売却損益	約99百万円の特別利益を計上見込み

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

京極運輸商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滝沢勝己  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越後大志  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京極運輸商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2025年度監査役監査基本計画書により監査基本方針並びに重点監査項目及び職務の分担等を定めました。また監査役会を定期的に開催し各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け情報の共有に努めるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規定及び監査役監査基準とその実務指針に準拠し、監査役監査基本計画書に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況等を調査いたしました。また、子会社については、取締役会等の議事録を閲覧のうえ子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また会計監査人等による往査に、常勤監査役が立会い、業務及び財産の状況等を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、これを精査し意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討を加え、且つ会計監査人の監査の相当性についても検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

京極運輸商事株式会社 監査役会

常勤監査役 児玉達也 ㊟

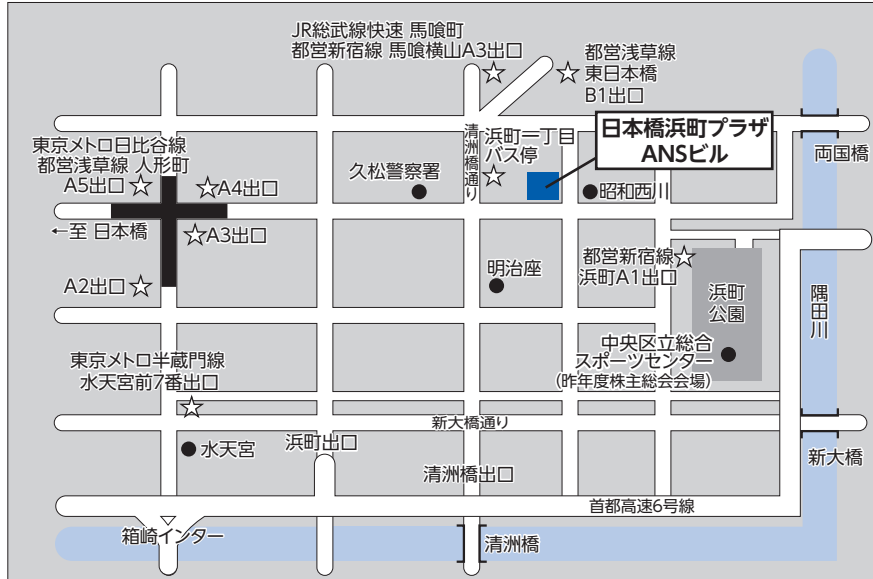
社外監査役 市川静代 ㊟

社外監査役 額額良二 ㊟

以上

## 株主総会会場ご案内図

名称 日本橋浜町プラザANSビル3階（会議室）  
場所 東京都中央区日本橋浜町一丁目1番12号  
電話 03-3865-7212



- 経路
- ① 都営地下鉄新宿線浜町駅下車 A1番出口 徒歩2分
  - ② 東京メトロ半蔵門線水天宮前駅下車 7番出口 徒歩15分
  - ③ 東京メトロ日比谷線人形町駅下車 A4番出口 徒歩6分
  - ④ 都営地下鉄浅草線東日本橋駅下車 B1番出口 徒歩4分
  - ⑤ 江戸バス「北循環」浜町一丁目バス停 徒歩3分

※株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただいておりますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。